

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人NEXUSスポーツ振興財団（以下「本財団」という。）定款第4条に掲げる事業を行うにあたり、その助成の対象となるものに交付する助成金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツの普及・振興に対する支援を目的とした事業に対する助成
- (2) 将来性豊かなスポーツ選手等の支援を目的とした事業に対する助成
- (3) 群馬県におけるスポーツと文化を中心とした地域振興を目的とした事業に対する助成

(募集方法)

第3条 助成金の希望者の募集方法は、公募とする。

(実施期間)

第4条 助成金の対象となる期間は、原則として、助成金交付決定後1年以内とする。

(申請手続)

第5条 助成金を希望し応募しようとする個人及び団体（以下「応募申請者」という。）は、本財団が指定する期日までに、別途本財団事務局の定める書類（助成金交付申請書以下「申請書」という。）に記入のうえ、本財団に提出しなければならない。

(形式的審査)

第6条 本財団宛てに提出された申請書は、本財団事務局が受理し、申請期日及びその記載事項等について以下の点に関する形式的審査をし、これに疑義または不備を認めた場合には応募申請者に照会し、必要と認めるときはその補充を求めることができる。

- (1) 募集要項に定める提出書類が整っていること
- (2) 募集要項に定める要件に合致していること
- (3) 希望者の所属機関についての、事業実態や運営状況を確認すること
- (4) その他、選考基準において事務局が確認を行うべきものと定められていること

(受付)

第7条 本財団事務局は前条の審査を完了した申請書について、受理年月日、受付No.を付して、申請書台帳に次の事項を記録する。

- (1) 受理年月日
- (2) 受付 No.
- (3) 申請者名
- (4) 競技種目等
- (5) その他の参考事項

(内容確認)

第 8 条 本財団事務局は、受け付けた申請書の内容について、必要な確認を行う。

(選考)

第 9 条 本財団事務局は、確認済申請書を一定数毎に写しを選考委員全員に郵送又は、電磁的方法にて送信し、理事会が定めた選考基準にて評価を依頼する。

但し、応募申請者が選考委員と応募時点において同一団体に所属する場合は、当該選考委員に評価を依頼しない。

- 2 選考委員会は、選考の必要に応じて、委員長が招集する。
- 3 選考委員会は、助成金の交付対象となるものを選考する。選考委員会は、必要と認めるときは、応募申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 4 選考委員会は、その結果を代表理事に報告するものとする。
- 5 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要と認めるときは選考委員の意見を聴取することができる。

(助成金の決定通知)

第 10 条 代表理事は、理事会で決定された選考結果を応募申請者に郵送又は電磁的方法にて通知するものとする。

(交付)

第 11 条 助成金は、助成対象者に交付する。

(事業変更の承認)

第 12 条 この助成金の交付を受けた助成対象者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく代表理事に報告し、その承諾を得なければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業を中止または廃止しようとするとき

(助成金の辞退)

第 13 条 この助成金の交付を受けた助成対象者は、理事会が認める場合を除き、助成金の辞退をすることはできないものとする。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第 14 条 この助成金の交付を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請内容に大幅な変更が生じたとき
- (4) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (5) 必要書類の提出を怠ったとき
- (6) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
- (7) 助成対象者として適当でない事実があったとき
- (8) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

(整理保管)

第 15 条 この助成金の交付を受けた助成対象者は、領収書および受領書など関係書類を整理保管し、完了報告書とともに提出しなければならない。

(監査)

第 16 条 代表理事は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、この助成金の交付を受けた助成対象者に対し、経理ならびに活動内容等につき報告を求め、または経理ならびに活動内容等につき監査することができる。

(完了報告)

第 17 条 この助成金の交付を受けた助成対象者は、助成対象期間終了後 2 ヶ月以内に、完了報告及び収支報告を提出しなければならない。

(報告の公開)

第 18 条 本財団は、助成金の交付を受けた成果の全部または一部をホームページ等へ掲載することができる。

(刊行物の報告)

第 19 条 この助成金の交付を受けた助成対象者が、助成金による成果の全部もしくは一部を第 18 条に定められた（報告の公開）に先立ち刊行または発表する場合は、その

刊行物または別刷を添付して、代表理事に報告しなければならない。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が統括処理する。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、2019 年 10 月 31 日から施行する。

制定 2019 年 10 月 31 日